

※都外の医療機関を受診する場合に使用

医療機関提出用

産婦健康診査 実施のお願い

（東京都外医療機関の担当者様へ）

東大和市では、市民が産後（流産・死産を含む）2週間及び1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、大変お手数ではございますが、産婦本人がこの依頼文及び産婦健康診査受診票を持参した際は、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

記

【依頼事項1】

産婦が東大和市民であるをご確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東大和市にお住まいの妊婦に対し、原則、妊娠届を提出した際に交付しています。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票（EPDS等）を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））、アンケート2（赤ちゃんへの気持ち質問票）について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票にご記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目（乙票・請求原票）・3枚目（丙票・産婦控）を産婦にお渡しください。

産婦が東大和市に償還払いの申請をする際に、「産婦健康診査受診票（乙票）」（結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがあるもの）と「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。

※文書料は償還払いの対象になりませんので、その旨を産婦にご説明ください。

※受診状況について、東大和市から確認のご連絡をさせていただくことがあります。

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へご連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、裏面の担当部署へご連絡いただくとともに、受診票1枚目（医療機関控え）の写しをFAX等にて送付していただきますようお願いいたします。

問合せ先

※行政の支援が必要と判断された場合や、不明点のある場合は以下の担当までご連絡ください。

名称	所在地	電話番号	FAX
東大和市子ども家庭センター 母子保健係	東大和市中心 3- 981-1 (東大和市保健センター内)	042- 565-5212	042- 561-0711

【受付時間】 8：30～17：00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）